


知ろう!

子どもの権利のこと

令和5年4月1日に「荒川区子どもの権利条例」が施行されました。皆さんは「子どもの権利」についてどのくらい知っていますか？今回は、「どうして条例ができたのか?」、「子どもの権利とは何か?」について紹介します。また、子どもの権利に関する疑問点について、詳しい先生にお話を聞きました。




子どもの権利に詳しい
和田一郎先生に教えてもらいました!



【プロフィール】
独立行政法人 国際教養学部教授
子ども分野の政策を調べたり、考えたりしています。また、テレビ番組の解説などでも活躍中です。

第六瑞光小学校
6年生のみんなに
聞いてみました

第六瑞光小学校の小学6年生19名に「荒川区子どもの権利条例」を知っているか聞いてみたところ、「知っている」7名、「聞いたことがある」12名、「知らない」0名という結果でした。6年生は教育活動の中で学習するので、知らない人は一人もいませんでした。



「荒川区子どもの権利条例」ってどうしてできたのかな?



今回、荒川区がつくった「荒川区子どもの権利条例」は、子どもが安心して成長し、遊び、楽しむ権利を守るためのルールのことです。これは、「皆さんが平等に大切にされるための法律のようなもの」と考えてください。例えば、いじめから守られたり、勉強をしたり、楽しくのびのび遊んだりすることができる環境をつくることなどを定めています。このルールは、子どもを守るために作られたもので、大人も条例を守る責任があります。

「子どもの権利」ってなに?

子どもが一人の人間として大切にされ、成長するために必要なことを「子どもの権利」と言います。特に大切な権利が次の4つです。

- ◆生きる権利……健康に生き、命が守られること
- ◆育つ権利……能力を十分に伸ばしながら成長できること
- ◆守られる権利……暴力や虐待などから守られること
- ◆参加する権利……自由に意見を表現し、仲間を作ることができること



11月20日は「世界子どもの日」です

「世界子どもの日」は、世界の子どもたちの相互理解と福祉の向上を目的として、国際連合によって1954年に制定されました。この日を通じて、子どもたちの未来に思いを馳せ、子どもたちの健康や幸福をサポートする大切さを考えます。



パネル展開催中!

子どもの権利をテーマとしたパネル展を開催しています。ぜひ、見に来てください。

- 期間・場所
- ▶11月7日(火)~19日(日)
…ゆいの森あらかわ2階学びラウンジ
 - ▶11月22日(水)~30日(木)…尾久図書館中2階
 - ▶12月5日(火)~15日(金)…区役所1階区民ロビー



意見や考えを言っても「子どもだから」と言われませんか?

和田一郎先生

人は、自由な方法でいろいろな情報や考えを知る権利や、意見表明権を持っています。もちろん子どもも、知る権利や意見表明権を持っています。そして、大人は、大人の意見を聴くのと同じように、子どもの意見や考えも聴こうとしなければなりません。「子どもだから」とがまんせず、意見や考えを言っただけです。
※意見表明権：自分の思っていることを言ったり、文字や絵にしたり、表情などで表したりすること

意見や考えを言いたくないときも言わなきゃいけないの?

和田一郎先生

意見表明権と同じように、意見を言わない権利もあります。あなたが心の中で感じていることや考えていることはあなたのものです。言いたい意見がないときや、気が進まないときは意見を言わなくてもよいのです。意見を言わないことで嫌な思いや損をしないように、大人はあなたの気持ちを大切にします。

「ごはんじゃなくてお菓子が食べたい!」も意見だから、尊重してもらえるの?

和田一郎先生

子どもの意見を聴き、尊重することは大切ですが、大人は、子どもの意見をいつでも全て受け入れるのではなく、子どもにとって何が一番良いかを考える必要があります。元気な体をつくっていくためには、毎日の食事での栄養をとることが大切です。これは、あなたの生きる権利を守るためです。このように、あなたの健やかな成長を優先するときなどは、あなたの意見が受け入れられないこともあります。意見が受け入れられない理由が分からないときは、大人にしっかりと説明してもらいましょう。

友だちと意見がぶつかったときはどうしたらいいの?

和田一郎先生

友だちの意見も大切にしたいと思っても、あなたにも、言いたいことがありますよね。友だちと話し合ってもうまくいかないときや、話し合うのが難しいと思うときは、大人に相談してください。大人は、子どもの意見を聴き、大切にします。友だち同士では解決できないことを、あなたが「話しても大丈夫だ」と思える大人に話してみてください。そして、一緒に、どうすればいいか話し合ってみてください。

子どもだけでも相談OK!

「あらかわ子どもほっとらいん」に相談してみよう

皆さんの権利を守るため、子どもの権利擁護委員が、電話やチャット等で学校や家庭での相談を受け付け、解決の手助けをします。

対象	区内在住・在学・在勤で、18歳未満のお子さんと保護者等
費用	無料
相談時間 (年末年始、祝日除く)	火・木曜/午後1時~6時 土曜/午前10時~午後3時
相談方法	電話/0120-35-0505 ※その他、相談方法の詳細は、右の二次元コードからご覧ください。

